

第 24 期 第 29 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年10月31日 開会

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 1 0 月 3 1 日)

○開催日時 令和 4 年 1 0 月 3 1 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 1 0 1 ・ 1 0 2 会議室

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の修正について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地等あっせん結果の報告について (別海町農地移動適正化あっせん基準) |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（23名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀	健	均
13番	小	島		敏	14番	羽	石	宏	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	良	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井		実
19番	木	幡		誠	21番	山	田		雄
22番	押	田	賢	二	24番	伊	藤	一	吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（3名）

12番	中	村	繁	男	20番	浦	山	宏	一
23番	林		武	雄					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山	宏
総務担当	主幹	椋	木	直人
農地調整担当	主査	山	下	真弘
農地調整担当	主任	志	渡	正勝
農地調整担当	主任	川	原	浩貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

5番	石	毛	剛	7番	中	洞	薫
----	---	---	---	----	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 5 番 石 毛 剛 ⑩

議席 7 番 中 洞 薫 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 29 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 12 番中村委員、20 番浦山委員、23 番林委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。5 番石毛委員、7 番中洞委員。以上 2 名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告の修正について」ですが、関連がありますので、日程第 2 報告第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて」を併せて議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告の修正について。令和 4 年 9 月 29 日開催の第 28 回別海町農業委員会総会で報告し承認を受けた「報告第 1 号 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」の第 1 号を次のとおり修正したので報告する。

本件は 9 月総会で説明いたしました北海道農業公社と [] 外 [] 名の不成立案件のうち、あっせん対象地について [] - []、[] - []、[] - [] の [] 筆が農用地区域外であったことから除外するものであります。また、3 筆を外したことにより対象地の合計面積について、修正前、[]

■ m²から、修正後、■ m²に変更しております。

続きまして報告第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請の取下げについて。令和4年9月29日開催の第28回農業委員会総会で議決の「議案第2号 農地中間管理機構による買入れ協議に係る要請について」の第1号について、次のとおり要請を取下げたので報告する。

本件は報告第1号で説明した内容で、要請内容に変更が生じたことから町に対し要請の取下げを行ったものであります。それでは取下げた内容について朗読させていただきます。

1 要請を取り下げた日、令和4年10月6日。2 取り下げた要請の内容、あっせんの申出者、■丁目■番■号、■外■名。あっせん対象地、■ー■外■筆、計■m²。申出のあった日、令和4年9月15日。3 取り下げの理由、当該農用地に農地中間管理機構の買入れ要件を満たさない土地が含まれていたため。今後の対応につきましては、報告第1号で修正した内容で再度町に対して買入れ要請を行う旨を、後の議案第2号で提案し御審議いただく予定です。

以上で報告第1号及び第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号及び第2号の事務局説明が終わりました。それでは、報告第1号及び第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号及び第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号及び第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第3号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく利

用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で11件ございます。1号につきましては、本年9月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。2号から11号につきましては農地売買等事業により北海道農業公社が買い入れた土地について一時貸付けを行う内容です。旧所有者については2号及び3号が[]さん、4号から7号が[]さん、8号から11号が[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]
[]ー[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]
[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[] [] []。あっせん対象地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、木幡委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]
[]円。

次号から11号までの農地の所有者については同文ですので、朗読を省略いたします。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[] [] []。あっせん対象地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

次号から11号までのあっせん委員については同文ですので、朗読を省略いたします。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[] [] []。あっせん対象地、[]ー[]、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]
[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]ー[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、

成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

第7号、あっせん候補者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇ー〇〇外 〇〇筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

第8号、あっせん候補者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇ー〇〇外 〇〇筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

第9号、あっせん候補者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇ー〇〇外 〇〇筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

第10号、あっせん候補者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇ー〇〇外 〇〇筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

第11号、あっせん候補者、〇〇〇〇〇〇 番地の 〇〇、〇〇〇〇。あっせん対象地、〇〇〇〇〇〇ー〇〇外 〇〇筆、計 〇〇〇〇〇〇 m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額 〇〇〇〇〇〇 円。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては、4番市川委員。2号及び3号につきましては、1番及川委員。4号から7号につきましては、14番羽石委員。8号から11号につきましては、15番加藤和広委員。なお、3号につきましては 〇〇番 〇〇委員が関係する案件となりますので議事参与制限とさせていただきます。

それでは、1号について4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい、それでは説明いたします。〇〇〇〇さんの件なのですが、昨年に不慮の事故でお父さんが亡くなってから休農することになり、売買で話を進めていました。隣接する 〇〇〇〇〇〇さんが引き取るということになっていきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号及び3号を1番及川委員お願いします。

○1番 及川委員

はい。2号及び3号共に営農を中止した 〇〇〇〇〇〇さんの畑です。この度、〇〇〇〇〇〇から 〇〇〇〇〇〇さんと 〇〇〇〇〇〇さんが借りることになり、5年後買い取る予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号から7号を14番羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。4号から7号ですが、春に離農された[]さんの畑で隣接している[]さん、[]さん、[]さん、[]さんの4軒で調整したもので、5年後の買取を目指しているのでもよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、8号から11号を15番加藤和広委員お願いします。

○15番 加藤和広委員

はい、8号から11号について続けて説明いたします。この土地は[]さんの休農により、隣接地のある[]さん、[]さん、[]さん、[]さんが一時北海道農業公社から借り受け、5年後の取得を目指して頑張っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第3号の委員説明が終わりました。ここで、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第4号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は2件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせ

ん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地[]、[]。あっせん対象地、[]—[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきまして4番市川委員お願いします。

○4番 市川委員

はい、[]さんの件なのですけれども、面積も少なく金額も少ない、また、年齢的にも保有合理化事業で売買するのは難しいとのことで、一般あっせんで売買することとなりました。[]の件については、保有合理化事業で売買できない土地を一般あっせんで売買するものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第5号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の

規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年8月31日開催の第27回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります9月22日としております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は8件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の

定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、5番について[]番[]委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主任)

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]丁目[]番[]号、[]外[]名。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年2月28日から令和7年2月27日まで。合意解約成立の日、令和4年10月11日。土地の引渡しの時期、令和4年10月12日。解約の理由、合意解約。次号から4号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略します。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]㎡。契約期間、令和4年6月23日から令和7年6月22日まで。合意解約成立の日、令和4年9月26日。土地の引渡しの時期、令和4年9月26日。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]

番地、 。解約する土地、 ー 外 筆、計 m^2 。契約期間、令和3年6月1日から令和6年5月31日まで。合意解約成立の日、令和4年10月11日。土地の引渡しの時期、令和4年10月12日。

第4号、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。解約する土地、 ー 、 m^2 。契約期間、令和2年10月25日から令和7年10月24日まで。合意解約成立の日、令和4年10月11日。土地の引渡しの時期、令和4年10月11日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は1件ございます。先の報告第2号で取下げ報告を行った案件について、修正した内容で再度町に対して買入協議に係る要請を行うものであります。それでは御説明させていただきます。1 あっせんの申出者及び農用地の

所在等、あっせんの申出者、[]丁目[]番[]号、[]外[]
名。あっせんの対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。申
出のあった日、令和4年10月17日。2農地中間管理機構を含めた調整の
経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格につい
て農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったと
いう内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は
優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の
利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められる
といった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても
買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質
問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに
決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者
から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可
の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましましては、別添資料の調査
表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していま
すので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地、財務省
北海道財務局 釧路財務事務所 所長 佐々木敏広。譲受人、[]

番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、譲受人の圃場内にある国有地を売却するため申請するものである。譲受人は、圃場内にある国有地を購入するため申請するものである。売買価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、丁目番号、外名。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は円で、こちらにつきましては、宅地部分を含んだ金額となっております。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年11月30日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年11月30日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年10月31日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、外筆、合計 m^2 。許可を受け

ようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1 ヘクタール当たり約 円です。

第 8 号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地、 。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由は前号と同じです。売買価格は 円で、1 ヘクタール当たり約 円です。

第 9 号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地、 外 名。譲受人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由は前号と同じです。売買価格は全体が 円、農地部分につきましては 円となっております。

以上で、議案第 3 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 3 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきまして 18 番藤井委員、2 号と 3 号につきまして 10 番大内委員、4 号につきまして 22 番押田委員、5 号と 6 号につきまして 24 番伊藤委員、7 号につきまして 18 番藤田委員、8 号と 9 号につきまして 8 番加藤真純委員、それでは 1 号につきまして 18 番藤井委員お願いいたします。

○18 番 藤井委員

はい、御説明いたします。今月の 19 日に石毛委員、大内委員、事務局で現地調査に行っていました。 さんの土地に号線が含まれておりまして、既に使用しているのですが、それを払い下げるものです。

○議長（小野会長）

続きまして 2 号と 3 号につきまして 10 番大内委員お願いします。

○10 番 大内委員

はい。第 2 号ですが、ここは さんが営農されていたのですが、かなり前に営農は中止されて賃貸されていた土地でありまして、現在 5 名の子供さんたちの共同名義となっております。2、3 年管理されていなかった畑でありまして、それを さんが 3 年間賃貸するということになりましたのでよろしくお願いします。

第 3 号ですが、 さんへ入る町道から会社へ行く道の両側にある場所でありまして、畑自体は約 2 ヘクタールで一町あたり 円として 円、残りの約 1.5 ヘクタールはバンカーサイロ等がありまして、その施設の料金を含めて 円として合計 円での売買ということとなります。問題ないものと見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして4号につきまして22番押田委員お願いします。

○22番 押田委員

はい、御説明いたします。[]さんと[]さんの親子間での使用貸借ですが、期間満了のための再設定となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして5号と6号につきまして24番伊藤委員お願いします。

○24番 伊藤委員

5号は[]さんから長男である[]さんへの使用貸借の期限到来によるための再設定となります。

6号は[]さんから長男である[]さんへの使用貸借の期限到来による再設定となっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして7号につきまして18番藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

はい、御説明いたします。[]さんから[]さんへの売買です。なお、[]さんはもう息子さんに経営を譲っておりますので、登記が済み次第使用貸借で息子さんに貸すということになっております。

○議長（小野会長）

続きまして8号と9号につきまして8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい、御説明いたします。8号は[]さんの所有する土地でありまして、また9号は[]さんを含む外[]名の所有する土地で、かねてより賃貸をしておりましたが、今回売買をする運びとなった案件であります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第 10 議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[] ー [] 外 [] 筆、[] m² の内 [] m²。契約内容、売買。目的、農業用施設建設。計画内容、スタックサイロ外、[] m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第 5 条第 2 項。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[] 番地の []、[]。転用者氏名、[] 番地、[] []。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきまして 18 番藤井委員お願いいたします。

○18 番 藤井委員

はい、御説明いたします。[] さんの土地ですけれども、[] の [] さんが買い受けてスタックサイロを建設するということです。地域ではほとんど [] さんが引き受けて餌づくりをやっているということで [] さんに売買して転用するものです。

○議長（小野会長）

議案第 4 号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 4 号を原案のとおり許可することに決定します。

（10 時 50 分から 11 時 00 分まで休憩）

◎日程第 1 1 議案第 5 号

○議長（小野会長）

日程第 1 1 議案第 5 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 5 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項により決定を求める。

本案は全部で 1 7 件ございます。内訳は所有権の移転が 3 件、利用権の設定が 1 2 件、利用権の移転が 2 件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。所有権の移転の第 1 号は報告第 3 号と内容が重複しておりますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 号、所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和 4 年 1 1 月 1 日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 4 年 1 2 月 1 4 日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 3 号は報告第 4 号と内容が重複しますので所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 2 号、所有権の移転内容、利用目的、同上。所有権の移転時期、同上。対価、 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和 4 年 1 2 月 2 6 日。引渡しの時期、同上。当事者間の法律関係、同上。

第 3 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、同上。対価、 円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和 4 年 1 1 月 3 0 日。引渡しの時期、同上。当事者間の法律関係、同上。

続いて、利用権の設定です。利用権の設定の第 1 号から第 1 0 号までは報告第 3 号と内容が重複しますので設定する利用権から朗読いたします。

第 1 号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和 4 年 1 1 月 1 日。終期、令和 9 年 8 月 3 1 日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。利用権の設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等、釧路市緑ヶ丘 5 丁目 6 番地 9 号、北海道ネットワーク株式会社釧路支店 電力部長 多田賢一。権原の種類、地役権。

次号から第 1 0 号までの利用権の種類、始期、終期、借賃の支払い方法、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 円。利用権の設定をする土地の利用権の設定をする者以外の権原者等、同上。権原の種類、同上。

第3号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第4号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第5号、設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間 [] 円。

第6号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第7号、設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 [] 円。

第8号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第9号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第10号、設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 [] 円。

第11号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権を設定する土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の設定をする者、 [] 番地の []、 []。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和4年11月1日。終期、令和44年10月31日。当事者間の法律関係、使用貸借。調整委員、藤井委員、藤田委員。

第12号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権を設定する土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の設定をする者、 [] 番地の []、 []。設定する利用権、同上。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。当事者間の法律関係、同上。調整委員、信夫代理、加藤和広委員。

続いて、利用権の移転です。

第1号、利用権の移転を受ける者、 [] 番地の []、 []。利用権の移転をする土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の移転をする者、 [] 番地の []、 []。移転をする利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、平成31年2月1日。終期、令和6年1月31日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払いの方法、年間11月20日までに指定口座に振り込むものとする。利用権移転の時期、令和4年11月1日。利用権の移転をする土地の利用権の移転をする者以外の権原者等、 [] 番地、 []。権原の種類、所有権。調整委員、藤井委員、藤田委員。

第2号、利用権の移転をする者、 [] 5番地の []、 []。利用権の移転をする土地、 [] ー [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権の移転をする者、 [] 番地の []、 []。移転をする利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、平成27年6月1日。終期、令和7年6月1日。借賃、年間 [] 円。借賃の支払いの方法、毎年、8月31日と12月31日の2回に分けて指定口座に振り込むものとする。利用権移転の時期、同上。利用権の

移転をする土地の利用権の移転をする者以外の権原者等、 番地の 、 。権原の種類、同上。調整委員、信夫代理、加藤和広委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権移転の第1号から第3号と利用権の設定の第1号から第10号につきましては報告第3号、第4号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。利用権設定の11号につきましては6番藤田委員、12号につきましては26番信夫代理、利用権移転の1号につきましては6番藤田委員、2号につきましては26番信夫代理。

利用権設定の2号につきましては 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の利用権設定の2号につきましては質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の2号につきましては原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは、利用権の設定の11号につきましては6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい。 さんですけれども、今回経営移譲したため、長男の さんに40年間の使用貸借案件となりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の12号につきましては26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

ご説明いたします。[]さんですが、[]さんがお父さんから生前贈与を受けていまして、その関係で今回特定貸付ということで期限の20年到来を待って準備を進めていた案件です。息子さんの[]さんも頑張っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権移転の1号につきまして6番藤田委員お願いいたします。

○6番 藤田委員

はい。[]さんの賃貸ですが、[]さんから[]さんに経営移譲したことに伴う名義変更になりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の移転の2号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

同じく、[]さんの農地ですが、[]さんの名義で借りていた土地を[]に切り替える案件になりますのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は5件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]㎡。利用状況、雑

種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、原野。所有者、[]番地の[]、[]。

第4号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、原野。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては18番藤井委員。2号につきましては5番石毛委員。3号につきましては21番山田委員、4号につきましては18番藤井委員。それでは1号と4号につきまして21番藤井委員お願いいたします。

○18番 藤井委員

はい、御説明いたします。現地調査で見てきたところで、1号は[]の[]さんの屋敷周りになります。もう離農して久しいですけれども、元牛舎周りと住宅周りが雑草の生い茂る原野になっていて、そこにソーラーパネルを建てたいということです。畑ではないので問題ないと見てまいりました。

4号の[]の[]さんですけれども、ここは元々原野で、片側が畑で一段低くなっておりまして、今回申請地の砂を売却することで平らにして畑にしたいという希望だそうです。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきまして5番石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

はい、御説明いたします。11月19日に大内委員長、藤井委員、事務局と一緒に見てまいりました。[]さんの土地ですが、平成18年まで[]さんという方が所有していました。その[]さんが宅地の部分を今も残しておりまして、そこにソーラーパネルが設置されております。[]さんが休農した際に[]さんにその住宅に入って行く道路ごと畑として売却しておりましたので、この度その道路の部分に分筆をかけまして、[]さんが買い戻す運びとなったものです。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号につきまして21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、御説明します。先週金曜日に小島副委員長と山下、齊藤の事務局職員で現地を見てまいりました。自分が農業委員になって14年になりますが、なったときには既にここは遊休地になっておりました。平成25年から別海班全員で何度か[]さんの家に行って事情を聴いて、利用するようお願いしてきましたが、草地更新をすれば土が西別川に流れ込み、水質悪化に繋がりがねないから駄目ですとの一点張りで利用する意向も他の人に貸す意思もないことから、平成27年に別海町で初めての耕作放棄地としました。その後

も別海班で何度か見てはいましたが、利用されず荒廃が進んでいたため、今年7月19日に外3地区の委員長にも現地を確認していただき、7月29日に別海班で非農地と判定しました。今回、この放棄地に元々非農地だった10.6ヘクタールの土地を含めて16.9ヘクタールの地目変更の申請がありました。現在雑木がかなり生えており雑種地と言わざるを得ない状態で、いろいろ考えることがありますが仕方がないものと思います。今回この放棄地の地目変更を認めることにより、第二第三の[]さんのようなケースが出てくるものと思われます。もっと重いペナルティを科すとか、そういう対応をしないとこのようなケースは更に増えていくものと思います。以上です。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第29回総会を閉会します。